

被災された皆さまへ

生活資金や事業資金など、おかねのごことで
お困りの方への支援策のご案内

生活再建でお困りの方へ

新しい住宅ローンのお申し込みについては…

『災害復興住宅融資』や『フラット35Sの金利引下げ幅の拡大措置※』が用意されています。

住宅金融支援機構

災害専用ダイヤル ☎ **0120-086-353** へご相談ください。

※省エネルギー性の優れた住宅に限ります。

生活資金にお困りのときは…

『災害援護資金貸付』や『生活復興支援資金貸付』により、無利子または低金利でお借り入れができます。

『災害援護資金貸付』については、被災の際に居住していた市役所・町村役場へ
『生活復興支援資金貸付』については、お住まいの市町村の社会福祉協議会へ
それぞれご相談ください。

住宅ローンなどの債務整理については…

『個人版私的整理ガイドライン』が用意されています。

個人版私的整理ガイドライン運営委員会

コールセンター ☎ **0120-380-883** へご相談ください。

宮城支部 ☎ **022-212-3025** へご相談ください。

※詳しくは、裏面をご覧ください。

事業再建でお困りの方へ

事業資金でお困りのときは…

『保証協会による債務保証』と『日本公庫と商工中金による長期・低利の融資』が用意されています。

宮城県信用保証協会 ☎ **022-225-6421** へご相談ください。

または最寄りの日本公庫・商工中金の支店へご相談ください。

事業の再生をお考えの際は…

宮城県の『産業復興機構』と『東日本大震災事業者再生支援機構』が用意されています。

産業復興機構については、

宮城県産業復興相談センター ☎ **022-722-3858** へご相談ください。

※東日本大震災事業者再生支援機構は、現在設立に向け準備中です。

被災された皆さまへ

金融庁と財務局からの大切なお知らせ

債務整理のガイドラインを
ご存知ですか？

震災の影響により、お借入れのご返済が困難となった方(個人)は、「債務整理のガイドライン」を利用することにより、
**一定の要件の下、
債務の免除を受けられます。**

ガイドラインを利用するメリットは…

メリット

1

破産手続き(法的整理)とは異なり
個人信用情報の登録などの不利益を
回避できます。

メリット

2

国の補助により
弁護士費用はかかりません。
(注)運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。

メリット

3

手元に残せる現預金の上限が
500万円を目安に拡張されます。
(注)被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。

詳しくは、以下へご相談ください。

個人版私的整理ガイドライン運営委員会

コールセンター

0120-380-883

宮城支部

022-212-3025

いずれも受付時間は

平日9:00~17:00

ホームページからもアクセスできます。
<http://www.kgl.or.jp/>



私的整理ガイドライン

検索

クリック



金融庁



財務局